



平成 25 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
代表者名 代表取締役社長 大前 研一
(コード番号 2464 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役副社長 伊藤 泰史
(TEL. 03-5860-5530)

株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当予想の修正等に関するお知らせ

当社は、平成25年8月2日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、株式分割に伴い、配当予想の修正及び新株予約権行使価額の調整並びに株主優待制度の一部変更を行いましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社株式1株につき200株の割合で分割するとともに当社株式の売買単위를100株とするため100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となります。今回の株式分割が行われた場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める「望ましい投資単位の水準（5万円以上50万円未満）」を下回ることが想定されます。

現状の当社株式の市場売買出来高は、低位な状況で推移しており、流動性の確保が課題であると認識しております。当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的に、これまでの課題に対する有効な施策の一つとして、今回の株式分割を実施いたします。当社といたしましては、引き続き企業価値を上げるべく、業績の向上、業容の拡大に取り組み、「望ましいとされる投資単位の水準」への移行及びその維持に努力して参ります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 63,349 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 12,606,451 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 12,669,800 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 30,000,000 株 |

(注) 上記の数値は、平成25年8月2日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

3. 分割の日程

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 基準日公告日 | 平成25年9月15日(日曜日) |
| (2) 基準日 | 平成25年9月30日(月曜日) |
| (3) 効力発生日 | 平成25年10月1日(火曜日) |

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火曜日)

(参考) 平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「4. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日(火曜日)をもって、当社定款の一部変更をいたします。

- ① 株式分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000</u> 万株とする。
(新設) 第7条～第41条 (条文省略)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	第8条～第42条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

- ① 定款変更取締役会決議日 平成25年8月2日(金)
- ② 効力発生日 平成25年10月1日(火)

6. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの行使価額を平成25年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

(新株予約権)

銘柄名	調整前行使価額	調整後行使価額
平成17年6月28日定時株主総会決議 及び平成17年6月28日取締役会決議	50,000円	250円
平成24年6月26日取締役会決議	45,100円	226円

7. 平成26年3月期の配当予想の修正について

平成25年10月1日(火)を効力発生日として当社普通株式1株を200株に分割することに伴い、1株あたりの配当予想を平成25年5月10日に公表いたしました「平成26年3月期決算短信」に記載の予想金額を1株当たり1,100円から1株当たり5.5円に修正いたします。

(すでに公表しております株式分割前の1株当たり配当予想額を今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想に実質的な変更はございません。)

6. 株主優待制度の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、株主優待の基準を変更いたします。

また、今回の株式分割は、平成25年10月1日に効力が発生いたしますので、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1株以上保有の株主様に対する優待は、従来どおりの基準（下記（2）変更の内容に記載の変更前の基準）に基づき、優待のご案内をさせていただく予定です。

(2) 変更の内容

	基 準	優待内容
変更前基準 (平成25年9月末)	保有株式数：1株以上5株未満	優待対象教育プログラムの10%割引
	保有株式数：5株以上	優待対象教育プログラムの20%割引
変更後基準 (平成26年3月末以降)	保有株式数：100株（1単元）以上1,000株（10単元）未満	優待対象教育プログラムの10%割引受講
	保有株式数：1000株（10単元）以上	優待対象教育プログラムの20%割引受講

(3) 変更後の優待制度の内容

- ①対象の株主様：毎年9月30日及び3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元（100株）以上保有の株主様を対象といたします。
- ②優待内容：当社の教育プログラムの割引
 - ・100株（1単元）以上保有の場合は、優待対象教育プログラムの10%割引受講
 - ・1,000株（10単元）以上保有の場合は、優待対象教育プログラムの20%割引受講
- ③案内状発送時期：毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様への案内状発送時期は12月下旬頃、3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様への案内状発送時期は定時株主総会終了後の6月下旬頃の発送を予定しております。

7. その他

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。

以 上